

「ケアプランデータ連携システム」公式イメージキャラクター

使用規定

令和7年3月13日制定

(目的)

第1条 この規定は、「ケアプランデータ連携システム」の公式イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、キャラクターとは、別紙に掲げるものとする。

(管理事務)

第3条 キャラクターの使用に係る管理業務は、国民健康保険中央会のキャラクター担当者（以下「キャラクター担当者」）において行う。

(使用目的)

第4条 キャラクターは、以下に掲げる者（以下「使用可能団体」という。）が、「ケアプランデータ連携システム」の普及・啓発・研修を目的とする自らの業務のために使用するものとする。

- ・厚生労働省
- ・国民健康保険団体連合会 ※1
- ・ケアプランデータ連携標準仕様の対象サービスを提供する事業所
- ・各地方公共団体（地域包括支援センターを含む）
- ・介護関連の事業者団体・職能団体等（地方支部を含む） ※2
- ・介護ソフトベンダー
- ・その他、当会が適切と認めた者

※1 国民健康保険中央会 (kokuho.or.jp)・厚生労働省

※2 一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人介護事業者連盟、日本デイサービス協会、一般社団法人日本在宅介護協会等、

(使用の申請と承認)

第5条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用を開始する日の10日前（土、日その他祝日の日数は算入しない。）までに、「ケアプランデータ連携システム サポートサイト」の申請フォームより、次に掲げる事項を記載し、使用の申請を行うものとする。

- 一 ロゴマーク等の使用を希望する旨
- 二 申請者に係る次の事項

ア 氏名（法人の場合は、法人の名称並びに代表者及び担当者の氏名）

イ ご所属の組織・団体区分

ウ ご所属の組織・団体名称

エ 介護事業所番号

オ ご連絡先電話番号

エ メールアドレス

三 使用目的及び具体的な使用方法

四 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険中央会が指定する事項

2 前項に規定する申請があった場合、国民健康保険中央会は次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許諾メールにより使用を承認するものとする。

一. 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

二. 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

三. 特定の商品、又は事業所等のためのキャラクターと混同される使用内容である場合。

四. 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められたとき。

五. 国民健康保険中央会、若しくはキャラクターの品位を損なう使用内容である場合。

六. 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。

七. デザインのきまりが守られていないとき。

八. その他国民健康保険中央会が使用について不相当と認めたとき。

3 前項に規定する使用と認められない場合には、国民健康保険中央会は申請者に対し、キャラクターの使用は認められない旨をメールにより遅滞なく通知するものとする。

（使用にあたっての禁止事項）

第6条 「ケアプランデータ連携システム」の普及・啓発・研修以外の目的に使用すること。

一. キャラクターの変型、縦横比率及び色の改変等を行うこと。但し、国民健康保険中央会が承認した場合は除く。

二. 法令及び公序良俗に反すると認められる方法で使用すること。

三. 使用者が提供する特定の商品、又は事業所等のためのキャラクターと誤認させるような方法で使用すること。

四. 不当な利益等を得るおそれがあると認められる方法で使用すること。

五. 国民健康保険中央会に虚偽の届出をして使用すること。

六. 前各号に掲げるもののほか、「ケアプランデータ連携システム」の普及・啓発・研修の趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるような方法で使用すること。

2 使用者が前項の規定に違反した場合又は違反している疑いがある場合は、国民健康保険中央会は、使用者に対し是正の指示を行うことができる。

3 使用者が前条に規定する報告の求め又は前項に規定する是正の指示に応じない場合は、国民健康保険中央会は、使用者に対し、キャラクターの使用を認めないものとする事ができる。

(使用の管理等)

第7条 国民健康保険中央会は、使用者に対し、キャラクターの使用状況について報告を求めることができる。また、キャラクターを使用した資料、物品等の提出を求めることができる。

(事故、苦情等の処理)

第8条 ロゴマーク等を使用した施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、国民健康保険中央会は、使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

(規程の改訂)

第9条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。